



安中市への移住・定住を支援します

困窮政策・デジタル推進課地域づくり係
(☎内線1024)

市は、安中市への移住・定住を促進し、定住人口の増加による地域の活性化を目的に、市内に初めて住宅を取得し定住する人を対象とした「マイホーム取得支援金」の申請を受け付けています。

マイホーム取得支援金

主な要件(すべての要件を満たす必要があります)

対象者	・市内に初めて住宅を取得(相続・贈与・交換は対象外)した人 ・法人は対象外
住宅取得日(登記申請受付日) ※住宅の所有権保存登記または所有権移転登記が必要です ※新築に限らず、建売や中古住宅の取得も対象	令和3年1月1日以降
定住開始日(住所異動日) ※市内での転居や、住所異動を伴わない同所での建替も対象	・支援金申請までに取得した住宅の所在地に住民登録し、生活の本拠としていること(以降も定住を継続する意思があること)
本支援金の交付申請期限	取得した住宅に定住(住民登録)を開始してから1年以内
その他	・市税の滞納がないこと ・過去に本支援金や住まいりー奨励金などの交付を受けたことがないこと ・世帯員全員が暴力団員などでないこと

交付額

基本額	住宅取得費用(税込)の3%相当額(上限10万円)
転入加算(市外から転入) ※直前の3年間、市内に住民登録がない場合に 限る	一律5万円
子ども加算 ※申請時に中学生以下の子どもがいる場合	子ども1人あたり5万円
空き家バンク加算 ※市空き家バンク登録物件の取得	一律3万円
新幹線通勤加算 ※定期券を使い県外に新幹線通勤	一律20万円

※住宅とは、台所、便所、浴室および居室を備え、利用上独立性を有するもので、専ら所有者が自己の居住の用に供するための建築物(併用住宅で延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供しているものを含む)のこと
※他にも要件があるので、詳しくは市HPをご覧ください

他申請書類は困政策・デジタル推進課で配布しています(市HPからダウンロードもできます)。住宅取得費用が分かるものの写しや登記事項証明書など、所定の書類を添えて申請してください。



マイホーム取得支援金の詳細はこちら